

北國フィナンシャルホールディングス人権方針

北國フィナンシャルホールディングス（以下、北國FHD）は、企業理念として「豊かな明日へ、信頼の架け橋を ～ふれあいの輪を広げ、地域と共に豊かな未来を築きます～」を掲げ、地域社会や地域のお客さまの生活をより良くするために行動していきます。

北國FHDはこの企業理念や経営指針を踏まえ、事業活動を通じて、お客さま・全役職員をはじめ、全てのステークホルダーの人権を尊重します。

1. 国際的な人権基準の尊重

北國FHDは、事業活動を行う地域で適用される法律等を遵守し、「世界人権宣言」、「ビジネスと人権に関する指導原則」等の国際的に認められた人権基準を尊重します。

2. 人権デューデリジェンス

北國FHDは、事業活動による人権への負の影響を予防・軽減するために、適切なデューデリジェンスを行うよう努めるとともに、人権尊重の取組みの向上と改善に努めていきます。

3. お客さまに対して

北國FHDは、金融サービスの他さまざまなサービスを提供する企業として、どの分野においても人権に対して負の影響を与える、もしくはそれに関係する可能性があることを認識しています。

北國FHDが提供するさまざまなサービスが、人権侵害の発生に影響を与える場合には、北國FHDとして適切に対応し、お客さまにも適切な対応をとるよう働きかけていきます。

また、北國FHDの人権尊重の考え方をお客さまと共有し、私たちと同様に人権尊重に取り組んでいただくよう努めていきます。

4. 全役職員に対して

北國FHDは、全役職員の人権を尊重し、全役職員が働きやすい職場環境を提供することを最優先に考えます。あらゆる差別の解消に取り組み、人種、民族、社会的出身、門地、年齢、国籍、信条、宗教、障がいの有無、性別、性的指向、性自認、健康状態等を含め、いかなる理由をもってしても差別やハラスメント行為、人権侵害を容認しません。

また、個人や多様性（インクルージョン&ダイバーシティ）を尊重し、全役職員が活躍できる環境を整備することで、多様な人材が価値観を共有しながら生き生きと働くことを推進し、地域のクオリティ向上に貢献していきます。

より良い労働環境を築くために、全役職員が相談できる窓口を設置する等、差別行為等を防止する体制を整備しています。

5. サプライヤーに対して

北國FHDの事業活動は、外部業務委託先さま、事務用品や情報システム会社さまを始めとして、さまざまなサプライヤーの協力に支えられています。サプライヤーに対して、人権を尊重し、侵害しないよう働きかけていきます。